



2018年4月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区六本木六丁目10番1号
 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
 代表者名 執行役員 峯村 悠吾
 (コード番号 3298)

資産運用会社名
 インベスコ・グローバル・リアルエスレート・
 アジアパシフィック・インク
 代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
 問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲斐 浩登
 TEL. 03-6447-3395

資金の借入れ（条件等決定）に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、2018年4月9日付の「資金の借入れに関するお知らせ」で公表しました資金の借入れについて、条件等が決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資金の借入れ

1. 本借入れの内容

借入先	借入 予定額 (百万円)	利率 (注3)	変動・固定 の区別	借入 予定日	返済期限 (注6)	借入方法	返済 方法	担保 (注7)
株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団（注8）	7,000	基準金利（注4） +0.20%	変動	2018年 5月1日	2019年 4月30日	左記借入先を貸付人とする 2018年4月26日付の個別貸付契約に基づく借入れ	期限一括返済	無担保 無保証
株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団（注9）	4,600	基準金利（注5） +0.25%	変動 (注12)		2021年 4月30日			
シティバンク、エヌ・エイ東京支店	1,700	0.37%	固定		2021年 4月30日			
株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団（注10）	13,800	基準金利（注5） +0.40%	変動 (注12)		2022年 10月31日			
シティバンク、エヌ・エイ東京支店	1,700	0.52%	固定		2022年 10月31日			
株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団（注11）	4,400	基準金利（注5） +0.45%	変動 (注12)		2023年 4月28日			
シティバンク、エヌ・エイ東京支店	1,600	0.57%	固定		2023年 4月28日			

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

- (注1) 本借入れは、いずれも個別貸付契約で定められる貸出前提条件を全て充足すること等を条件とします。
- (注2) 本借入れの借入予定額は合計 348 億円となり、2018 年 4 月 9 日付の「資金の借入れに関するお知らせ」で公表した本借入れの借入予定額（合計 332 億円）から、16 億円増額しています。
- (注3) 「利率」には、借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。
- (注4) 「基準金利」は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 か月物の日本円 TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、利息計算期間に対応するレートが存在しない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。下記（注 5）において同じです。
基準金利である一般社団法人全国銀行協会の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認ください。
- (注5) 「基準金利」は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 3 ヶ月物の日本円 TIBOR となります。
- (注6) 本借入れの実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。
- (注7) 本投資法人の財務状況によって、キャッシュ・リザーブの設定が求められる等の財務制限条項が付されることがあります。
- (注8) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行及び三井住友信託銀行株式会社により組成されます。
- (注9) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社西日本シティ銀行により組成されます。
- (注10) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社福岡銀行により組成されます。
- (注11) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社新生銀行及び株式会社あおぞら銀行により組成されます。
- (注12) 金利スワップ契約等により、支払金利を固定化することがあります。

2. 本借入れの理由

2018年4月9日付で公表の「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の取得予定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金及び関連費用に充当するためです。

3. 本借入れに係る調達資金の額、使途及び支出予定時期

- (1) 調達資金の額
348億円
- (2) 調達資金の具体的な使途
取得予定資産の取得資金及び関連費用の一部に充当します。
- (3) 支出予定時期
2018年5月1日

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933 年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933 年証券法に基づく投資口の登録も行われません。

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本借入れ前	本借入れ後	増減
短期借入金 (注)	—	7,000	7,000
長期借入金 (注)	80,100	107,900	27,800
借入金合計	80,100	114,900	34,800
投資法人債	8,900	8,900	—
有利子負債合計	89,000	123,800	34,800

(注) 短期借入金とは、借入れ日から返済期日までの期間が1年以内のものをいい、長期借入金とは借入れ日から返済期日までの期間が1年超のものをいいます。

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、2018年4月9日に提出した有価証券届出書の「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／5 投資リスク」をご参照ください。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本報道発表文は、米国その他の地域における本投資法人の投資口の販売の申込み又は購入の申込みの勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「1933年証券法」といいます。）に基づいて投資口の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において投資口の募集又は販売を行うことはできません。米国において投資口の公募が行われる場合には、1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。英文の目論見書は、発行法人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における投資口の公募及び販売は行われず、1933年証券法に基づく投資口の登録も行われません。